

情報ひろば



福祉

家族介護者の集い 「スマイル・スマイル」

時 6月18日(水) 10:00～12:00
所 市役所駅南庁舎第5会議室 **容**
 映画鑑賞会「恍惚の人」 **料** 200
 円 **問** スマイル・スマイル事務局(市
 役所駅南庁舎鳥取中央地域包括支
 援センター内) ☎(0857)20-
 3455

高齢者住宅改修費の助成

対 介護保険住宅改修費の支給：
 介護保険の「要介護」「要支援」認
 定者 高齢者居住環境整備費助
 成：の対象者およびその配偶者
 とともに市県民税非課税の人
 ・ は併用可 **容** 手すり取り付け、
 床段差改修、滑り防止のための床
 材変更、引き戸などへの取り替え、
 和式から洋式への便器取り替えな
 ど **新築・増築の場合は対象外** **額**
 対象工事費(上限20万円)の9
 割(上限18万円) 対象工事費の3
 分の2(上限53万3000円)
工 事着工前に申請が必要 **問** 市役所
 駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)

2013453 / 各総合支所福祉保健
 課(14ページ参照)

介護サービス利用料軽減

低所得世帯の高齢者で一定の条
 件を満たす場合は、申請により施
 設などへの入所にとりもなう食費や
 居住費、サービス利用料が軽減さ
 れます。現在の対象者(次の認定
 証保有者)は、有効期限が切れる
 前に申請を行ってください。

対 負担限度額確認証：特別養護
 老人ホーム、介護老人保健施設、
 介護療養型医療施設に入所または
 ショートステイの利用の際に、食
 費・居住費(滞在費)を減額 負
 担軽減確認証：社会福祉法人が行
 う介護保険サービスの利用料を軽
 減 **問** 市役所駅南庁舎高齢社会課
 ☎(0857)2013454 / 各総
 合支所福祉保健課(14ページ参照)

高齢者・障害者用居室などの 改築資金などの貸し付け

対 60歳以上の高齢者と同居して
 いる60歳未満の人 身体障害者手
 帳1～4級・療育手帳Aを所持し
 ている人またはその人と同居して
 いる人 **容** 高齢者・障害者の専用居
 室、浴室、台所、トイレ、廊下な
 どの増改築 **額** 50万～250万、金
 利0.5%^(注)(変動する場合あり)で、

償還期間は、10年以内(貸付額に
 応じて変動) 連帯保証人が2人
 必要、工事着工前に申請が必要

問 高齢者：市役所駅南庁舎高齢
 社会課 ☎(0857)2013453
 障害者：市役所駅南庁舎生活福
 祉課 ☎(0857)2013474

はり・きゅう・マッサージ費助成

対 所得税および市県民税非課税で、
 次のいずれかに該当する人 70歳
 以上 65歳以上で長寿医療(後期
 高齢者医療)被保険者 **額** 1回あた
 り10000円以内の助成券を発行
 (年12回以内、有効期限：平成21年
 5月31日) 助成券の利用は、「あ
 ん摩マッサージ指圧師、はり師、き
 ゆう師等に関する法律」により免許
 を取得し、鳥取県鍼灸マッサージ師
 会、鳥取県鍼灸師会および日本あん
 摩マッサージ指圧師会鳥取県支部に
 加盟している治療院(所)などに限
 る。 **受** 6月2日(月)～ **持** 健康

保険証など本人確認ができるもの
問 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎
 (0857)2013487 / 各総合支
 所福祉保健課(14ページ参照)

ひとり親家庭の 特別医療費新規・更新手続き

平成20年度更新分から、次の対
 象者には、特別医療費受給資格証

を郵送します。なお、健康保険証
 の記載内容に変更があった人は届
 け出をお願いします。

対 平成19年の所得税が非課税の世
 帯でひとり親家庭の親子(子が18
 歳に達する年度未まで) **受** 新規
 (これまで一度も受給したことがな
 かった人)：7月1日(火) 更
 新(前年中所得の申告がなかった
 人)：6月23日(月)～27日(金)
持 親・子の健康保険証 平成19
 年中の所得を証明するもの(所得
 課税証明書) 平成20年1月2日
 以降に転入の人のみ **問** 市役所駅南
 庁舎保険年金課 ☎(0857)20-
 3486 / 各総合支所福祉保健課
 (14ページ参照)

児童手当の現況届は6月中旬

児童手当を受給している人は、
 受給資格を確認するための現況届
 (6月上旬に郵送します)を提出し
 てください。

受 6月10日(火)～30日(月)の
 期間に問い合わせ先まで **容** 提出
 時の添付書類 会社に勤務してい
 る人：健康保険被保険者証のコピ
 ーまたは年金加入証明書 平成20
 年1月2日以降に、本市に転入し
 てきた人：前住所地の所得証明書
 現況届を提出しない場合、手当
 の支給が遅れたり、支給できなく

保険料免除の申請は 7月から受け付けます



免除制度

免除の期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。同一年度内であれば年度当初の7月にさかのぼって申請を受け付けます（年金保険料を納付済みの場合は除く）。しかし、それを過ぎると受けられない場合がありますので、希望する人は早めに申請してください。なお、すでに全額免除、若年者納付猶予を受けている人で、継続審査を希望している人は、年度替わりにともなう再申請は不要です。4分の3・半額・4分の1免除および退職特例による免除該当者は再申請が必要です。

若年者納付猶予

同居している世帯主の収入が多いため免除が受けられない若年加入者（30歳未満）のために、若年者納付猶予制度があります。この制度は免除ではないため、10年以内に追納しないと猶予期間に相当する年金額は全く受給できません。老齢基礎年金、障害基礎年金などの受給資格期間には算入されます。

追納制度

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来、十分な年金を受け取るためにも追納をお勧めします。追納の申し込みは社会保険事務所まで。3年目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算金がかかります。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27・8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20・3484

交通事故にあったら



事故などにより負傷した場合の治療は、国民健康保険を使って受けることもできます。使用する場合には必ず次の手続きを行ってください。

事故発生地の警察署に、事故の発生届出をしてください。

自動車安全運転センター鳥取県事務所（千代水二丁目 ☎(0857)28・6221）に「交通事故証明書」の発給申請をしてください（用紙はお近くの警察署、交番、駐在所にあります）。

市役所保険年金課または各総合支所福祉保健課国保担当窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

届け出は代理人でもできます。

【届け出に必要なもの】

- 国民健康保険証
- 印鑑（認印）
- 交通事故証明書（後日提出でも可）

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20・3482
各総合支所福祉保健課

凡例

対 = 対象 容 = 内容 時 = 日時 募 = 募集期間・方法
所 = 場所 員 = 定員 数 = 数量 料 = 料金 額 = 支給
助成額など 受 = 受付 条 = 条件 持 = 持参するもの
問 = 問い合わせ先

自主防犯活動団体補助金制度

本市では、犯罪を未然に防止し、



お知らせ

なったりすることがあります。なお、所得超過などでこれまで請求をしていない人も、所得額の変更などにより受給できる場合がありますので、問い合わせください。

☎市役所駅南庁舎児童家庭課 ☎(0857)20・3465 / 各総合支所福祉保健課（14ページ参照）

市民のみなさんが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。その取り組みの一環として、自主的に防犯活動を行う団体に支援を行います。

☎対象者：各地区で継続的に自主防犯活動に取り組む自治会、町内会、ボランティア団体など（過去に当該補助を受けた団体は除く）

☎対象事業：防犯活動講習会、防犯パトロール、広報誌発行、安全マップ作成など ☎額 1団体あたり10万円 ☎員 5団体 応募多数の場合は、書類審査により選考 ☎募 6月16日（月）まで ☎問 市役所本庁舎危機管理課 ☎(0857)20・3127

「新修鳥取市史」第5巻発売中

新修鳥取市史第5巻（明治／教育・社会篇）を刊行しました。本市の発展の基礎となった明治期の郷土の歴史を、地元在住の執筆者がわかりやすく記述しています。この機会にぜひ購入ください。

本事業は、平成16年の合併以前の事業のため、鳥取地域が対象範囲です。

☎第5巻（明治／教育・社会篇）A5判、1000ページ、箱入り ☎料 4000円（税込み、送料別） ☎問 市役所本庁舎総務課 ☎(0857)20・3102 ☎FAX ☎(0857)20・3102

3040・電子メール soundu@city.tottori.tottori.jp

第47回鳥取市民美術展開催

☎時 6月29日（日）～7月6日（日）9:00～17:00 期間中無休。7月5日（土）は19:00まで。 ☎所 県立博物館第1・2展示室 ☎容 日本画・洋画・書道・写真・工芸・彫刻・版画・デザイン ☎問 市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎(0857)20・3226

